

議 第 42 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「、第 16 条」を削る。

第 11 条の 2 中「、住居手当及び単身赴任手当」を「及び住居手当」に改める。

第 12 条中「、単身赴任手当」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

任期付短時間勤務職員に単身赴任手当の支給を行うことができるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。